

声明

2022年7月6日
長崎県保険医協会
会長 本田 孝也

「長崎の黒い雨等に関する専門家会議の報告書」を高く評価し、長崎を対象外とした被爆者認定新指針の見直しを要望する

7月5日、田上富久長崎市長と平田修三長崎県副知事は上京し、佐藤英道厚生労働副大臣に被爆体験者の救済を求める要望書と長崎の黒い雨等に関する専門家会議の報告書（以下、報告書）を提出した。

報告書は、厚生労働省が広島県の黒い雨地域の住民は被爆者健康手帳交付の対象とするが、長崎は対象外とした理由である「過去の被爆体験者訴訟との整合性」「被爆地域以外での降雨があったとする客観的事実がない」について明快な判断をくださった。

報告書は「平成29年の最高裁判決は判例に該当せず、長崎で黒い雨に遭った者を被爆者健康手帳交付の対象とすることは、過去の被爆体験者訴訟判決と何ら矛盾するものではない」とし、平成11年の原子爆弾被爆未指定地域証言調査（以下、証言調査）の統計的な検証等の結果、同調査を「被爆地域以外での降雨があった客観的な資料である」と結論した。さらに踏み込み、黒い雨だけでなく灰にも放射性物質が含まれていたことに違いはないことから、灰と雨を切り分けずに取り扱う必要性を付記した。

これこそ被爆体験者が長年待ち望んだ、納得できる報告書である。「長崎の黒い雨等に関する専門家会議」の委員各位に敬意を表したい。

「被爆地域の指定は、科学的・合理的な根拠のある場合に限定して行うべきである」とする昭和55年の基本懇答申は長く被爆地域拡大の高い壁となって立ちだかっていた。平成3年のプルトニウム調査、平成11年の証言調査、平成24年のマンハッタン調査団の残留放射線測定データ、いずれも科学的・合理的な根拠がないとされた。国は基本懇答申を都合の良いように利用することで科学を歪めてきたのである。

原爆により内部被曝したのだから被爆者である。この当たり前のことが当たり前として認められるのにどれだけの歳月が費やされてきたのだろう。

報告書により長崎を除外する理由はなくなった。厚生労働省は速やかに被爆者認定新指針を見直し、国は長崎県、市が被爆体験者に被爆者健康手帳を交付することを認めるべきである。

以上